兵庫県公報

平成23年5月20日 金曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

ページ

○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(公園緑地課)

••••

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第26号)

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第6号)のうち、兵庫県立淡路佐野運動公園の第2多目的グラウンドの利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成23年5月21日とすることとした。

規

則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成23年5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第26号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第6号)附則第2号に規定する規則で定める日は、平成23年5月21日とする。